

鎌ヶ谷市立中部小学校いじめ防止基本方針

平成30年3月策定 令和8年4月改訂

いじめは、児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの児童に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。（いじめ防止対策推進法第1条等より）

1. いじめ防止等に対する基本姿勢

①いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

②いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- ・「いじめをしない、させない、放置しない」学校をつくる。
- ・すべての児童が安全に安心して学校生活を送れる学校をつくる。
- ・いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者と連携して取り組む。

③学校及び学校の教職員の責務

- ・児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・いじめの問題への対応は、組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。
- ・教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを理解し排除する。

④児童の責務

- ・いじめを行ってはならない。
- ・いじめを認識しながら放置してはならない。（気づいたら信用できる大人に相談する）
- ・いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

⑤保護者の役割

- ・保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に児童をいじめから保護する。
(県条例9条1項市基本方針第4章1(1))
- ・「いじめは絶対に許されない行為である」ことを保護する児童に十分理解させ、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導を行うとともに、市や学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
(県条例9条3項市基本方針第4章1(2))
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護する児童に十分理解させる。また、フィルタリングの活用やSNS等への不用意な書き込み防止、ネット利用等のルールの設置等、ネット利用による予期しないトラブルの未然防止に努

める。

- ・いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

2. 「中部小さいじめ防止対策委員会」について

①組織の構成

この組織は、いじめの防止・早期発見・対処に当たって、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。

●日常的な業務

校長, 教頭, 主幹, 教務, 生徒指導主任, 学年生徒指導担当, 養護教諭, 教育相談担当

●いじめの重大事態時の緊急会議

校長, 教頭, 教務主任, 主幹教諭, 生徒指導主任, 関係学年主任, 担任, 関係学年職員, 必要に応じて教育相談担当, 養護教諭, 部活動顧問, 言語学級担当職員,

ほほえみ教室担当職員, 特別支援コーディネーター等

さらに必要な場合には, 市教育委員会へ専門的な知識を有する職員の派遣を要請する。

②組織の役割

学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たり, 次の役割を遂行するための中核となる役割を担う。

- ・学校基本方針の策定
- ・学校基本方針に基づく未然防止対策への取組
- ・年間計画の作成・実行, 検証, 修正
- ・いじめの相談・通報の窓口の周知
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録, 共有
- ・いじめであるかどうかの判断
- ・いじめ情報の迅速な共有, 関係児童・保護者への事実関係の聴取, 指導や支援の体制, 応方針の決定と保護者との連携
- ・いじめ解決のための具体的対応の検討

3. 学校におけるいじめの防止等の対策のための年間計画

別紙の表を参照

4. いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は, すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ, 規律正しい態度で, 授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

●安心・安全な学校生活

- ・授業中の規律の徹底(チャイム着席, 授業中の正しい姿勢, 発表の仕方や聞き方等)
- ・基本的な生活習慣の確立
- ・教室環境の整備, 安全点検
- ・学級経営の充実
- ・教職員の不適切な発言や体罰に対するの留意
- ・教育相談職員の紹介(始業式)

- 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
 - ・自己決定の場がある授業づくり
 - ・児童に自己存在感を与える場面のある授業づくり
 - ・わからないことでも気軽に教師に聞くことができる信頼関係の構築と学習指導
 - ・共感的な人間関係の育成を目指した授業づくり
 - ・グループトーク・意見交換の充実した授業づくり
 - ・教職員による相互の授業参観の実施
- 豊かな人間関係づくりと心が通い合うコミュニケーション能力の育成
 - ・道徳教育を中心とした教育活動全般を通じた人権意識の高揚
 - ・いじめを許さない学校風土づくり
 - ・人権教育の実施
 - ・体験学習の実施（修学旅行・自然教室・校外学習）
 - ・地域学習での地域の方との交流
 - ・児童会主催の集会【児童が主体となるいじめ防止の取り組み】
 - ・あいさつ運動の実施【児童が主体となるいじめ防止の取り組み】
 - ・異学年交流（ピアタイム、学校探検）【児童が主体となるいじめ防止の取り組み】
- いじめに対する正しい知識
 - ・インターネットを通じて行われるいじめの未然防止
→携帯電話等の利用に関する情報モラルの周知，メディアリテラシーの向上等
 - ・発達段階に応じた，集団の一員としての自覚や態度の育成
 - ・資質や能力を育むための社会体験や交流体験の機会の実施
 - ・特別支援学級→交流学級との交流，共同学習の充実
 - ・いじめの傍聴者とならないための指導の実施

5. いじめの早期発見

どんな些細な事例であっても，真剣に受け止め，速やかに対応する。

- SOS の出し方教育の実施
- アンケート調査（年2回【6月・10月に実施】）
- 個別面談や教育相談の実施
- 保護者との連携
 - ・学区確認の実施（4月に実施）
 - ・個人面談の実施（7月・12月に実施）
 - ・電話や面談等での相談を常時応じている
- 教職員間における情報の共有
 - ・学年会での情報の共有
 - ・生徒指導部会，職員会議での情報の共有
 - ・少人数，専科の教職員との情報の共有
 - ・授業時間外の児童の様子の確認
 - ・問題兆候の把握
- 教職員によるいじめに関する研修会の実施
- 教育相談の実施（適宜）
 - ・年間で3回（6月・10月・2月）に教育相談月間を設定し，全児童対象（6月・10月）で行う。
 - ・相談箱を設置し，児童が容易に相談できる体制の整備（保健室前）

6 年間計画

	「いじめ防止対策委員会」の計画	未然防止	早期発見	
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめの未然防止への取り組み内容の検討 いじめ等問題行動に対する学校方針の検討 保護者への啓発 (全体会・懇談会) 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関担当者の把握 (生徒指導主任) 1年生ようこそ会 挨拶運動 SOSの出し方教育 	<ul style="list-style-type: none"> 相談ポストの設置 保護者からの情報収集 (学区確認訪問、希望面談、電話連絡等) いじめ相談窓口の周知 SOSの出し方教育 学年ごとにいじめ対応の決定 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> 「中部小学校いじめ防止基本方針」の公表 (HP公開) コミュニティスクール運営協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 春季大運動会 		
6月		<ul style="list-style-type: none"> ゆっくり相談週間 「中部ピアタイム」 挨拶運動 	<ul style="list-style-type: none"> ゆっくり相談週間 いじめ調査準備 いじめ調査第1回 	
7月	防止対策会議 (情報交換・取り組み対策等)	わかる授業の推進・道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> いじめ調査集計・報告 挨拶運動 個人面談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 情報交換(研修会)
8月				<ul style="list-style-type: none"> 個人面談を通じた児童間の関係確認 夏休み中の児童の様子について情報交換(職員会議)
9月			<ul style="list-style-type: none"> 第1回いじめ調査の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 「中部ピアタイム」 挨拶運動
10月	いじめの疑い ↓ 緊急会議		<ul style="list-style-type: none"> 人権週間の取り組み内容の検討 「中部ピアタイム」 挨拶運動 6年修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ゆっくり相談週間
11月			<ul style="list-style-type: none"> 「中部ピアタイム」 挨拶運動 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ調査第2回

12月			・挨拶運動	
1月		・第2回いじめ調査の検討	・冬休み中の児童の様子について情報交換（職員会議） ・「中部ピアタイム」 ・挨拶運動	・セクハラアンケート ・保護者アンケート（学校評価） ・学校生活アンケート
2月		・次年度への引き継ぎ準備 ・1年間の取り組みまとめ	・挨拶運動	・ゆっくり相談週間
3月			・挨拶運動 ・6年生 ありがとうの会	

◎いじめの疑いがあった場合、随時緊急会議を行う。

7 いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮をし、迅速かつ適切に対応する。

- 学校のいじめの相談・通報窓口の周知
 - ・相談箱の設置（保健室前廊下に設置）
 - ・信頼できる教職員への相談
 - ・養護教諭への相談
- 学校以外がいじめ相談・通報窓口の周知
 - ・「相談窓口カード」の配布
 - ・相談通報窓口を学校だよりに掲載する。

相談場所	連絡先
鎌ヶ谷市青少年センター	047-445-4307
鎌ヶ谷市適応指導教室（ふれあい談話室）	047-445-4952
鎌ヶ谷市教育委員会学校教育課指導室	047-445-1141
鎌ヶ谷市青少年インターネット目安箱	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi/seikatsu/seisyounen/meyasubako.html
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310（なやみ言おう）
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0120-783-497
市川児童相談所	047-370-1077

8 いじめを認知した場合の対応

個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、あくまでも組織としての対応をする。その際には、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導をしていくことに留意する。

①対応の流れ

- ・ いじめを受けた児童といじめを知らせてくれた児童の安全確保
- ・ 事情聴取（原則として、いじめられた児童→周囲にいた児童→いじめた児童の順に行う）
その際、聞き取りの記録を必ず行う。
- ・ いじめ対策委員会の緊急会議（方針の明確化）
- ・ 適切な指導（複数の教員による指導）
- ・ 保護者への連絡と協力要請
- ・ 関係機関、専門機関との連携
- ・ 教育委員会への報告

②いじめ問題に対する指導

- ・ SOS の出し方教育
- ・ いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応
- ・ いじめた児童に対する毅然とした対応の指導
- ・ 全児童への指導
- ・ 保護者への対応（速やかに電話連絡等を行い、学校で把握した事実を正確に伝え、具体的な対応策を協議する。）
- ・ いじめた児童に対しては、教育上必要と認められるときは、特別の指導計画による教育指導を行う場合もある。
- ・ 該当の保護者・家庭との連携
- ・ 地域や関係機関との連携

③重大事態への対処について

- ・ 重大事態について（いじめ防止対策推進法第28条）
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 重大事態が発生した際には、その旨を鎌ヶ谷市教育委員会に報告する。
※重大事態における調査の主体については教育委員会が判断する。
- ・ いじめ対策委員会の招集（緊急会議）
- ・ 警察や関係機関との連携

9 公表・点検、評価等について

- ・ 学校基本方針は、学校のホームページに掲載し、公表する。
- ・ 保護者アンケート（学校評価）を活用し、学校でのいじめ問題への取組等を評価する。
- ・ 評価を分析し、取組の見直しをする。

この基本方針は、今後、いじめ対策委員会等で、取組の点検・評価をし、改善及び見直しを図っていくことを付記する。